

令和6年度第3回野田市老人福祉計画及び
介護保険事業計画推進等委員会

日 時 令和7年 2月12日（水）
午後1時30分
場 所 野田市役所 8階大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

<報告事項>

- (1) 地域包括支援センターの設置及び指定介護予防支援事業所の指定について
- (2) 指定介護予防支援業務の委託について
- (3) 介護予防支援事業所の指定更新について
- (4) 地域密着型サービス等（地域密着型通所介護）事業所の指定更新について
- (5) 地域密着型サービス等（地域密着型通所介護）事業所の指定廃止について
- (6) 地域密着型サービス等（地域密着型通所介護）事業所の指定廃止（域外）について
- (7) 地域密着型サービス等（認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護）事業所の指定廃止について

4 そ の 他

地域包括支援センターの設置及び指定介護予防支援事業所の指定について

1 野田市南第2地域包括支援センターの設置に係る基本的な考え方

令和6年4月30日に開催した本委員会において、木野崎病院を運営する医療法人社団葛野会による野田市南第2地域包括支援センター設置について御了承をいただいたことから、地域包括支援センター設置の準備を進めてまいりましたが、職員体制や市から葛野会への引継ぎに係る体制が整いましたので、令和7年2月1日に開設しました。

野田市南第2地域包括支援センターを開設するに当たり、事業者より介護保険法第115条の46の規定に基づく地域包括支援センターの設置届及び併設する指定介護予防支援事業所について同法第115条の22第1項の規定に基づく指定申請が提出されました。

つきましては、事業者から提出された設置届書及び指定申請書を確認したところ、設置要件を満たすと認められることから、受理及び指定しましたので、野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会設置条例第2条第2項第3号及び野田市地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例第3条第2項の規定に基づき当委員会に報告するものです。

【野田市南第2地域包括支援センター及び介護予防支援事業所の概要】

名称	所在地	設置者
野田市南第2地域包括支援センター 野田市南第2介護予防支援事業所	野田市木野崎 1561 番地の 1 (木野崎病院内)	医療法人社団葛野会

【介護保険法第 115 条の 46（地域包括支援センター） 抜粋】

- 1 地域包括支援センターは、第 1 号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）及び第 115 条の 45 第 2 項各号に掲げる事業（以下「包括的支援事業」という。）その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。
- 2 市町村は、地域包括支援センターを設置することができる。
- 3 次条第 1 項の規定による委託を受けた者（第 115 条の 45 第 2 項第 4 号から第 6 号までに掲げる事業のみの委託を受けたものを除く。）は、包括的支援事業その他第 1 項の厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、地域包括支援センターを設置することができる。

【介護保険法第 115 条の 22 第 1 項（指定介護予防支援事業者の指定） 抜粋】

第 58 条第 1 項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターの設置者又は指定居宅介護支援事業者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所（以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者（当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用居宅要支援被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。）に対する介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。

2 野田市南第2地域包括支援センターにおける業務

野田市南第2地域包括支援センターにおける業務は、野田市が委託する包括的支援事業（介護予防事業、総合相談支援事業、虐待の発見・防止などの権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業等）、指定介護予防支援事業所が行う予防給付事業及び介護予防ケアマネジメントになります。

（1）担当地区

（南部地区一部）花井、堤根、花井一丁目

（福田地区） 下三ヶ尾、三ツ堀、瀬戸、瀬戸上灰毛、木野崎、上三ヶ尾、二ツ塚、西三ヶ尾

（2）日常生活圏域の人口及び高齢化率（令和6年4月1日現在）

名称	担当地区	担当区域人口	65歳以上人口	高齢化率
中央	中央地区	29,312人	8,166人	27.9%
東	東部地区	18,025人	6,093人	33.8%
南第1	南部地区（一部を除く）	29,159人	7,552人	25.9%
南第2	南部地区の一部及び福田地区	15,024人	5,345人	35.6%
北	北部・川間地区	37,662人	11,402人	30.3%
関宿	関宿地区	24,474人	9,302人	38.0%
合 計		153,656人	47,860人	31.1%

（3）新設地域包括支援センターにおける人員配置

センター長 ※兼務可	3職種 ※常勤専従			合計
	主任 介護支援専門員	社会福祉士等	保健師等	
1人	1人	1人	1人	4人

3 野田市の地域包括支援センター（愛称：高齢者なんでも相談室）

センター名（愛称）	開設年月日	担当区域	運営方法
野田市高齢者支援課地域包括支援センター （野田市高齢者支援課高齢者なんでも相談室）	平成 18 年 4 月 1 日	市内全域	市直営
野田市中心地域包括支援センター （野田市中心高齢者なんでも相談室）	平成 30 年 4 月 1 日	中央地区	委託
野田市東地域包括支援センター （野田市東高齢者なんでも相談室）	令和 4 年 4 月 1 日	東部地区	委託
野田市南第 1 地域包括支援センター （野田市南第 1 高齢者なんでも相談室）	平成 24 年 8 月 1 日	南部地区 （一部を除く）	委託
野田市南第 2 地域包括支援センター （野田市南第 2 高齢者なんでも相談室）	令和 7 年 2 月 1 日	福田地区及び 南部地区の一部	委託
野田市北地域包括支援センター （野田市北高齢者なんでも相談室）	平成 20 年 1 月 1 日	北部・ 川間地区	委託
野田市関宿地域包括支援センター （野田市関宿高齢者なんでも相談室）	平成 18 年 4 月 1 日	関宿地域	委託

指定介護予防支援業務の委託について

指定介護予防支援業務（介護予防プランの作成等）については、地域包括支援センターが「介護予防支援事業所」として、本市の指定を受けて実施していますが、介護保険法第 115 条の 23 第 3 項の規定に基づき、その一部を指定居宅介護支援事業所へ委託できることになっています。

野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第 15 条第 4 号の規定では、委託した場合は、速やかに野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会に報告しなければならないとされていることから、以下の事業所への委託について報告するものです。

【委託事業所選定の申出のあった事業所】

法人名	事業所の名称	事業所の所在地
みらいベスト株式会社	ケアプランセンター R & S	千葉県野田市中根 36-1 イオンノア 3 階
株式会社 andz	andz	千葉県佐倉市王子台 1-19-16 王子台ビル

確認書

「野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」第15条第1号から第4号について確認した内容

	条例	確認事項	確認欄
第1号	委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。	別紙1「野田市指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業委託事業所選定申出書」2 管理者及び人員等	○
第2号	委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。	・「介護支援専門員証」の写しの添付 ・研修会等への参加状況一覧の添付	○
第3号	委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第3条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。	・様式1「中立性・公正性に関する宣誓書」の添付 ・「運営規定」「居宅介護支援契約書」「重要事項説明書」の添付	○
第4号	委託した場合は、速やかに野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会設置条例（平成6年野田市条例第6号）第1条の規定により設置された野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会に報告しなければならないこと。	次回の野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会に報告する。	○

確認年月日 令和6年8月27日

担当者 篠田 昭

確認書

「野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」第 15 条第 1 号から第 4 号について確認した内容

	条例	確認事項	確認欄
第 1 号	委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。	別紙 1「野田市指定介護予防支援及び第 1 号介護予防支援事業委託事業所選定申出書」2 管理者及び人員等	○
第 2 号	委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。	・「介護支援専門員証」の写しの添付 ・研修会等への参加状況一覧の添付	○
第 3 号	委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第 3 条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。	・様式 1「中立性・公正性に関する宣誓書」の添付 ・「運営規定」「居宅介護支援契約書」「重要事項説明書」の添付	○
第 4 号	委託した場合は、速やかに野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会設置条例（平成 6 年野田市条例第 6 号）第 1 条の規定により設置された野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会に報告しなければならないこと。	次回の野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会に報告する。	○

確認年月日 令和 6 年 1 0 月 2 9 日

担 当 者 篠田 昭

介護予防支援事業所の指定更新について

介護保険法（以下「法」という。）第 115 条の 22 に規定する介護予防支援事業者の指定は、法第 115 条の 31 において準用する法 70 条の 2 の規定により、6 年ごとに指定更新をすることが義務付けられております。

介護保険法施行規則第 140 条の 32 第 3 項に基づき指定更新手続が必要となっていることから、以下の指定介護支援事業者より指定更新の申請がありました。法令等の基準に基づき審査を行った結果、基準を満たしていることから、指定更新をしましたので報告するものです。

1 審査基準について

- (1) 法第 70 条の 2 第 1 項
- (2) 法第 115 条の 22 第 2 項各号（指定できない事項）
- (3) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）及び、野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 27 年野田市条例第 13 号）

2 指定更新事業者等

1 事業所の名称	野田市南第 1 指定介護予防支援事業所
2 サービスの種類	介護予防支援
3 事業所所在地	千葉県野田市山崎 2723-3
4 運営事業者	社会福祉法人法師会
5 代表者氏名	飯田 久夫
6 指定更新年月日	令和 6 年 8 月 1 日

介護予防支援事業所の指定更新に係る確認書

この確認書は、次の事業者から令和6年5月31日付けで指定更新申請があったことから、介護保険法第115条の31において準用する法70条の2第1項の規定により指定の更新をするにあたり、介護保険法施行規則第140条の32第3項に基づき確認するものです。

○ 審査する事業者

申請者	主たる事務所所在地	茨城県坂東市中里 1213
	名 称	社会福祉法人法師会
	代表者氏名及び住所	飯田 久夫 茨城県坂東市法師戸 274
サービスの種類		介護予防支援
事業所	所 在 地	千葉県野田市山崎 2723-3
	名 称	野田市南第1指定介護予防支援事業所
	管 理 者 氏 名	中村 綾子

○ 指定更新に必要な事項及び書類

	確認事項	書 類	可否
1	事業所の名称及び所在地	指定更新申請書により確認	可
2	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	指定更新申請書により確認	可
3	事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	管理者経歴書により確認	可
4	当該申請に係る事業の開始時の利用者の推定数	付表により確認	可
5	運営規程	運営規程により確認	可
6	当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態	一覧表により確認	可
7	法第115条の22第2項各号に該当しないことを誓約する書面	誓約書	可
8	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	写し添付により確認	可

地域密着型サービス等（地域密着型通所介護）事業所の指定更新について

地域密着型サービス等事業者は、6年ごとに指定更新をすることが義務付けられており、指定の更新に当たっては、介護保険法第78条の12の規定に基づき、市に指定の更新申請を提出し、市長の指定を受けなければなりません。

次の地域密着型サービス等事業を行っている事業者から指定更新の申請があり、法令等の基準に基づき審査を行った結果、審査基準を満たしていることから、当該事業所の指定更新をしましたので報告するものです。

1 審査基準について

- (1) 介護保険法第70条の2第1項
- (2) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
- (3) 野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

2 指定更新事業者等

1 事業所の名称	だんらの家川間
2 サービスの種類	地域密着型通所介護
3 事業所所在地	千葉県野田市五木新町1-5
4 運営事業者	株式会社プレジ
5 代表者氏名	田口 有希子
6 指定更新年月日	令和6年7月1日

地域密着型サービス等事業所の指定に係る確認書
(地域密着型通所介護)

この確認書は、次のとおり令和 6 年 4 月 22 日付けで指定更新申請があったことから、介護保険法第 78 条の 12 において準用する同法第 70 条の 2 第 1 項の指定の更新をするに当たり、同法第 78 条の 2 第 6 項に基づき確認するものです。

○ 指定事業者

申請者	主たる事務所所在地	千葉県野田市木野崎 1758-143
	名 称	株式会社プレジ
	代表者氏名及び住所	田口 有希子 東京都練馬区大泉町 2-55-10
サービスの種類		地域密着型通所介護
事業所	所 在 地	千葉県野田市五木新町 1-5
	名 称	だんらんの家川間
	管 理 者 氏 名	鈴木 依津子

○ 指定更新に必要な事項及び書類

	確 認 事 項	書 類	可否
1	事業所の名称及び所在地	指定申請書	可
2	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の職名、氏名、生年月日及び住所	指定申請書	可
3	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	付表	可
4	従業者の勤務の体制及び勤務形態	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	可
5	誓約書	介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号の規定に該当しない旨の誓約書	可

地域密着型サービス等（地域密着型通所介護）事業所の指定更新について

地域密着型サービス等事業者は、6年ごとに指定更新をすることが義務付けられており、指定の更新に当たっては、介護保険法第78条の12の規定に基づき、市に指定の更新申請を提出し、市長の指定を受けなければなりません。

次の地域密着型サービス等事業を行っている事業者から指定更新の申請があり、法令等の基準に基づき審査を行った結果、審査基準を満たしていることから、当該事業所の指定更新をしましたので報告するものです。

1 審査基準について

- (1) 介護保険法第70条の2第1項
- (2) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
- (3) 野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

2 指定更新事業者等

1 事業所の名称	ゆうゆう
2 サービスの種類	地域密着型通所介護
3 事業所所在地	千葉県野田市山崎貝塚町20-4
4 運営事業者	株式会社えん
5 代表者氏名	竹澤 義明
6 指定更新年月日	令和6年8月1日

地域密着型サービス等事業所の指定に係る確認書
（地域密着型通所介護）

この確認書は、次のとおり令和6年5月15日付けで指定更新申請があったことから、介護保険法第78条の12において準用する同法第70条の2第1項の指定の更新をするに当たり、同法第78条の2第6項に基づき確認するものです。

○ 指定事業者

申請者	主たる事務所所在地	千葉県野田市山崎貝塚町 20-4
	名 称	株式会社えん
	代表者氏名及び住所	竹澤 義明 茨城県取手市藤代 558-4
サービスの種類		地域密着型通所介護
事業所	所 在 地	千葉県野田市山崎貝塚町 20-4
	名 称	ゆうゆう
	管 理 者 氏 名	竹澤 義明

○ 指定更新に必要な事項及び書類

	確 認 事 項	書 類	可否
1	事業所の名称及び所在地	指定申請書	可
2	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の職名、氏名、生年月日及び住所	指定申請書	可
3	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	付表	可
4	従業者の勤務の体制及び勤務形態	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	可
5	誓約書	介護保険法第78条の2第4項各号の規定に該当しない旨の誓約書	可

地域密着型サービス等（地域密着型通所介護）事業所の指定更新について

地域密着型サービス等事業者は、6年ごとに指定更新をすることが義務付けられており、指定の更新に当たっては、介護保険法第78条の12の規定に基づき、市に指定の更新申請を提出し、市長の指定を受けなければなりません。

次の地域密着型サービス等事業を行っている事業者から指定更新の申請があり、法令等の基準に基づき審査を行った結果、審査基準を満たしていることから、当該事業所の指定更新をしましたので報告するものです。

1 審査基準について

- (1) 介護保険法第70条の2第1項
- (2) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
- (3) 野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

2 指定更新事業者等

1 事業所の名称	敬愛
2 サービスの種類	地域密着型通所介護
3 事業所所在地	千葉県野田市岩名 409-7
4 運営事業者	有限会社ホーリーハウス
5 代表者氏名	堀 五郎
6 指定更新年月日	令和6年9月1日

地域密着型サービス等事業所の指定に係る確認書
（地域密着型通所介護）

この確認書は、次のとおり令和6年6月20日付けで指定更新申請があったことから、介護保険法第78条の12において準用する同法第70条の2第1項の指定の更新をするに当たり、同法第78条の2第6項に基づき確認するものです。

○ 指定事業者

申請者	主たる事務所所在地	千葉県野田市岩名 409-7
	名 称	有限会社ホーリーハウス
	代表者氏名及び住所	堀 五郎 千葉県野田市岩名 409-7
サービスの種類		地域密着型通所介護
事業所	所 在 地	千葉県野田市岩名 409-7
	名 称	敬愛
	管 理 者 氏 名	堀 五郎

○ 指定更新に必要な事項及び書類

	確 認 事 項	書 類	可否
1	事業所の名称及び所在地	指定申請書	可
2	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の職名、氏名、生年月日及び住所	指定申請書	可
3	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	付表	可
4	従業者の勤務の体制及び勤務形態	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	可
5	誓約書	介護保険法第78条の2第4項各号の規定に該当しない旨の誓約書	可

地域密着型サービス等（地域密着型通所介護）事業所の指定更新について

地域密着型サービス等事業者は、6年ごとに指定更新をすることが義務付けられており、指定の更新に当たっては、介護保険法第78条の12の規定に基づき、市に指定の更新申請を提出し、市長の指定を受けなければなりません。

次の地域密着型サービス等事業を行っている事業者から指定更新の申請があり、法令等の基準に基づき審査を行った結果、審査基準を満たしていることから、当該事業所の指定更新をしましたので報告するものです。

1 審査基準について

- (1) 介護保険法第70条の2第1項
- (2) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
- (3) 野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

2 指定更新事業者等

1 事業所の名称	デイサービスホームハピネス
2 サービスの種類	地域密着型通所介護
3 事業所所在地	千葉県野田市木野崎 1758-51
4 運営事業者	株式会社ハピネスジャパン
5 代表者氏名	神原 孝雄
6 指定更新年月日	令和6年11月1日

地域密着型サービス等事業所の指定に係る確認書
（地域密着型通所介護）

この確認書は、次のとおり令和6年8月30日付けで指定更新申請があったことから、介護保険法第78条の12において準用する同法第70条の2第1項の指定の更新をするに当たり、同法第78条の2第6項に基づき確認するものです。

○ 指定事業者

申請者	主たる事務所所在地	千葉県野田市木野崎 1758-51
	名 称	株式会社ハピネスジャパン
	代表者氏名及び住所	神原 孝雄 千葉県流山市東深井 451-144
サービスの種類		地域密着型通所介護
事業所	所 在 地	千葉県野田市木野崎 1758-51
	名 称	デイサービスホームハピネス
	管 理 者 氏 名	神原 孝雄

○ 指定更新に必要な事項及び書類

	確 認 事 項	書 類	可否
1	事業所の名称及び所在地	指定申請書	可
2	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の職名、氏名、生年月日及び住所	指定申請書	可
3	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	付表	可
4	従業者の勤務の体制及び勤務形態	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	可
5	誓約書	介護保険法第78条の2第4項各号の規定に該当しない旨の誓約書	可

地域密着型サービス等（地域密着型通所介護）事業所の指定廃止について

野田市指定の地域密着型サービス等事業者から、介護保険法第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出があり、次のとおり事業所の指定廃止をしましたので、報告するものです。

指定廃止事業者等

1 事業所の名称	星の子瀬戸校まなびや
2 サービスの種類	地域密着型通所介護
3 事業所所在地	千葉県野田市瀬戸 189-29
4 運営事業者	株式会社リンクサポート
5 代表者氏名	小林 史知
6 廃止年月日	令和6年10月31日
7 廃止理由	柏市にある同一法人の通所介護事業所と統合するため

地域密着型サービス等（地域密着型通所介護）事業所の指定廃止（域外）について

柏市に所在する野田市指定の地域密着型サービス等事業者から、介護保険法第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出があり、次のとおり事業所の指定廃止をしましたので、報告するものです。

指定廃止事業者等

1 事業所の名称	フレイル予防型デイサービス星の子まなびや
2 サービスの種類	地域密着型通所介護
3 事業所所在地	千葉県柏市根戸 483-182 パレススクリプト北柏 1 階
4 運営事業者	株式会社リンクサポート
5 代表者氏名	小林 史知
6 廃止年月日	令和 6 年 10 月 31 日
7 廃止理由	地域密着型通所介護から通所介護に変更するため

地域密着型サービス等（地域密着型通所介護）事業所の指定廃止（域外）について

松戸市に所在する野田市指定の地域密着型サービス等事業者から、介護保険法第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出があり、次のとおり事業所の指定廃止をしましたので、報告するものです。

指定廃止事業者等

1 事業所の名称	デイサービス夢子
2 サービスの種類	地域密着型通所介護
3 事業所所在地	千葉県松戸市稔台 7-60-1 関第一ビル 101・102・103
4 運営事業者	株式会社夢子
5 代表者氏名	藤井 か代子
6 廃止年月日	令和6年12月31日
7 廃止理由	野田市の利用者がいなくなったため

地域密着型サービス等（認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護）事業所の指定廃止について

野田市指定の地域密着型サービス等事業者から、介護保険法第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による事業の廃止の届出があり、次のとおり事業所の指定廃止をしましたので、報告するものです。

指定廃止事業者等

1 事業所の名称	あったかさん
2 サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
3 事業所所在地	千葉県野田市上花輪 588
4 運営事業者	有限会社高梨ウェルビーイング
5 代表者氏名	高梨 順子
6 廃止年月日	令和6年12月31日
7 廃止理由	人員不足のため